

御朱印寫

八
諸社領

「古事類苑」の戸隠神社の項に掲載されるも、所在は不明。「古事類苑」よりここに転記する。

「御朱印寫八
諸社領」戸隠山神領、信濃國水内郡内所々都合千石事、山中支配并社領之内、山林竹木門前境内守護不入、慶長十七年五月朔日先判之旨、永不_レ可_レ有_二相違_一者、可_レ抽_二國家安泰之精誠_一者也、仍如件。

寛文五年七月十一日

御朱印